一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。 9・10　（略）	林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。 9・10　（略）

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

○農林水産省令第六十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の八第一項、第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 (1)～(40)　（略） (41)　フザプラジブ (42)～(55)　（略） 別表第二（第百六十三条関係） 毒薬　（略） 劇薬 一～三十八　（略） 三十九　フザプラジブ及びその塩類 四十～五十　（略） 別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）並びにラタノプロストを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。 一～百二　（略） 百三　フザプラジブ 百四～百三十四　（略）	別表第一（第百十五条の二関係） 一～三　（略） 四　前三号に掲げる医薬品以外の医薬品であって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。 (1)～(40)　（略） （新設） (41)～(54)　（略） 別表第二（第百六十三条関係） 毒薬　（略） 劇薬 一～三十八　（略） （新設） 三十九～四十九　（略） 別表第三（第百六十八条関係） 牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシンを含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イベルメクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）、エプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）並びにラタノプロストを含有する眼適用の外用剤を除く。）を除く。 一～百二　（略） （新設） 百三～百三十三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。